

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和19年10月1日、資格喪失日は20年6月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は130円とすることが必要である。

また、申立人のA社における資格取得日は昭和20年6月1日、資格喪失日は同年9月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は130円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和17年6月1日から19年10月1日まで  
②昭和19年10月1日から20年6月1日まで  
③昭和20年6月1日から同年9月ごろまで  
④昭和21年ごろから22年ごろまで

社会保険事務所(当時)で確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和14年4月からA社に無線技士として勤務し、途中で同社B工場に転勤になった。その後、昭和18年9月10日に現役で陸軍に入営し、C県のD山で終戦を迎えた。20年9月末ごろにD山を降り、E市の両親のもとで2、3か月過ごした後、A社B工場の疎開先である同社F製造所長の要請で21年ごろから22年ごろまで、再び同社F製造所で勤務した。当時の同僚に聞いたところ、厚生年金保険に加入しているとのことであり、自分だけ記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録では、申立人のA社(現在は、G社)B工場に係る厚生年金保険の加入記録は無いが、同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と生年月日は6日相違するものの、同姓同

名であり、被保険者期間が昭和19年10月1日から20年6月1日までとなっている基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、陸軍に昭和18年9月10日に入営したと供述しているところ、当該被保険者名簿の備考欄に申立人が供述した入営日が記載されている。

これらを総合的に判断すると、上記未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和19年10月1日、資格喪失日は20年6月1日であると認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人のA社B工場における上記未統合記録から、130円とすることが妥当である。

2 申立期間③について、上記未統合記録から、申立人は、A社B工場において、昭和19年10月1日に被保険者資格を取得し、同工場が厚生年金保険の適用事業所でなくなった20年6月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、申立人に係る軍歴証明書等は確認できないものの、申立人の入営から終戦、復員までの詳細な供述は、防衛研究所及びH県庁の戦史記録と概ね一致しているほか、申立人が所属していた可能性が高いと思われるC県の山中で終戦を迎えた比較的小規模な部隊の復員日は、昭和20年9月上旬から中旬に集中していることから、申立人についても、18年9月10日から少なくとも20年8月31日までの期間において、陸軍に召集されていたものと認められる。

また、A社の社史、当時の同社B工場の従業員の供述及び同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社B工場は、昭和20年3月の空襲により工場疎開を余儀なくされ、同年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている一方、同工場の従業員の多くは、疎開先であるI県J町（現在は、K市）のA社F製造所で継続して勤務していたものと認められることから、申立人とA社の使用関係は継続していたものと認められるところ、上記喪失日（同年6月1日）は、上記のとおり申立人が陸軍に召集されていた期間内であるため、申立人が当該日に厚生年金保険被保険者としての資格を喪失していたとは考え難い。

さらに、当時の厚生年金保険法では、第59条の2により、昭和19年10月1日から22年5月2日までの期間のうち、被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

これらのことから、申立期間③のうち、申立人が陸軍に召集されていたと認められる期間について、申立人は、本来A社本社で被保険者としての届出を行うべきであったと認められることから、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料

に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社本社の資格取得日は昭和20年6月1日、資格喪失日は同年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間③のうち当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B工場における上記未統合記録から130円とすることが妥当である。

3 申立期間①（陸軍に召集されていた期間を除く。）について、申立人及び同僚の供述から申立人がA社本社及び同社B工場で無線技士として勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間①については、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）の適用期間であり、同法は、厚生年金保険法に改正され、19年10月に同改正法が施行されるまで、一般被用者のうち工場などで働く男子労働者（主として肉体的労働に従事する者）のみを被保険者の対象としていたところ、当時、同様の業務を行っていたとする同僚の年金記録を確認するとA社での厚生年金保険被保険者資格取得日は、厚生年金保険法が施行された昭和19年10月1日となっており、A社では19年9月以前の期間については、申立人などの無線技士については、肉体的労働に従事者には当たらないものとして、労働者年金保険に加入させていなかったものと推認できる。

申立期間④について、申立人は、C県の山中で終戦を迎えた後、昭和20年9月末ごろに下山し、E市の両親のもとで2、3か月過ごした後、A社B工場で上司であったA社F製造所長の要請で、21年ごろから22年ごろまで同製造所に勤務したとしているところ、当時の所長の供述から、申立人が申立期間④について同製造所で勤務していたものと認められる。

一方、A社の社史及び当時の同僚の供述によると、A社B工場は、昭和20年3月の空襲により焼失したことから、I県J町にあったL事業所に工場疎開し、A社F製造所（戦時中の名称は、M工場。）として操業を再開したとしている。

しかし、L事業所、A社F製造所及びM工場はいずれも厚生年金保険の適用事業所として確認できないほか、当時のA社F製造所長に、厚生年金保険の適用について確認したが、厚生年金保険に加入していたかどうかは不明としている。

また、当時、A社F製造所で勤務していたとして氏名の挙がった者の年金加入記録を確認したが、A社本社で厚生年金保険の記録が確認できる者はいるものの、既に死亡しており詳細が不明であるほか、A社F製造所長は、申立期間④の厚生年金保険の記録が確認できない。

さらに、申立期間④についてA社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、G社では、当時の資料は保管しておらず、F製造

所の厚生年金保険の適用及び保険料の控除について不明としている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は昭和18年6月1日、資格喪失日は同年8月1日に、同社C工場における資格取得日は18年8月1日、資格喪失日は20年7月30日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、同社B工場における昭和18年6月から同年7月までは30円、同社C工場における18年8月から19年3月までは30円、19年4月から同年9月までは40円、19年10月から20年6月までは60円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和18年5月25日から20年8月10日まで  
社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間については、D区にあったE製作所F工場(申立人が保管する人事記録に記載の事業所)に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては死亡した申立人に代わりその妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する人事記録(G県作成)により、昭和18年5月25日から20年8月10日までD区にあったE製作所F工場に養成工として勤務していたことは認められるが、同社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

このため、オンライン記録等により、D区にある申立事業所と同業種、類似名称の事業所について確認したところ、A社B工場(以下「B工場」という。)及び同社C工場(以下「C工場」という。)の健康保険労働者年金保険被保険者名簿、被保険者台帳並びにオンライン記録において、申立人と名は異なる(読み方は同一)ものの姓が申立人と同一であり、生年月日も同一の基礎年金番号に未統合の記録が存在し、同名簿におけるB工場での資格取得日は昭和18年

6月1日、資格喪失日は同年8月1日、また、C工場での資格取得日は同年8月1日、資格喪失日は20年7月30日であり、これは申立期間とおおむね一致している。

また、上記のB工場又はC工場の健康保険労働者年金保険被保険者名簿において被保険者となっていることが確認できた5人の供述から、i) B工場及びC工場の主力製品はEであったとしており、申し立てられた事業所の名称(E製作所F工場)からも類推されること、ii) 申立期間当時、A社をE製作所F工場と呼んでいた記憶があるとする者がいること、iii) 入社当初の数か月間は養成工(技術研修期間)であったとしており、申立人が保管する人事記録と一致していることから、申立人が勤務していたE製作所F工場はB工場及びC工場であることが推認される。

さらに、オンライン記録により、未統合者と氏名、生年月日が一致する者の有無を確認したが、該当する者はいなかった。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人について、B工場において昭和18年6月1日に資格取得し、同年8月1日に資格喪失した旨の届出を、C工場において同年8月1日に資格取得し、20年7月30日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間における標準報酬月額は、健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録から、B工場における昭和18年6月から同年7月までは30円、C工場における18年8月から19年3月までは30円、19年4月から同年9月までは40円、19年10月から20年6月までは60円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった昭和18年5月25日から同年6月1日までの期間及び20年7月30日から同年8月10日までの期間について、A社は既に無く、当時の事業主も死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

なお、申立人に係る給与明細書等の関係資料は無く、ほかに当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を平成5年12月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月28日から6年1月5日まで  
平成2年4月1日にA社に入社した。本社(C市)で勤務後、5年12月28日に同社B工場(D市)に転勤し、現在まで継続して勤務している。  
しかし、国(厚生労働省)の記録では、厚生年金保険の被保険者資格は、平成5年12月28日に本社で喪失し、6年1月5日に同社B工場で取得しており、申立期間が未加入となっている。  
申立期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録、A社B工場から提出された申立書(意見書)及び辞令書並びに厚生年金基金の加入員台帳から判断すると、申立人が、申立期間を含め継続してA社に勤務し(平成5年12月28日に同社本社から同社B工場に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における平成6年1月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日を、本来は平成5年12月28日とすべきところ、誤って6年1月5日として届け出たとしていることから、社会保険事務所(当時)の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結



果、社会保険事務所は、申立人に係る5年12月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 鳥取厚生年金 事案 342 (事案 61 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 1 日から 45 年 5 月 14 日まで  
昭和 44 年 9 月 1 日に A 社に入社し、同年 9 月 3 日に健康保険証を交付され、申立期間に健康保険証を病院で使用した記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間に A 社で勤務していたことは認められるものの、  
i) 申立期間は A 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 45 年 5 月 14 日以前の期間であること、ii) A 社は平成元年 12 月に解散しているため申立内容を確認できる関連資料等は見当たらないこと、iii) 当時の同僚及び事業所関係者から申立内容を確認できる具体的な供述は得られない上、当時の同僚も申立期間について厚生年金保険の加入記録は存在しないこと、iv) A 社の前身である B 社 C 出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 7 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「私が申立期間中に A 社から交付された健康保険証を病院で使用したことを記憶している同僚 (1 人) がいるので、事実を確認してほしい。」として再申立てを行ったものであるが、当該同僚は、「申立人に紹介した病院で申立人が健康保険証を使って通院していたことは記憶しているが、その期間が申立期間中であったか否かは分からない。」と供述している。

また、申立人が、A 社が昭和 44 年 9 月に設立された当初の同僚として氏名を挙げた 6 人 (上記同僚を含む。) は、いずれも申立人と同じく 45

年5月14日に資格を取得しているところ、生存する3人（上記同僚及びほか2人）は、いずれも、「自分も、申立期間において、厚生年金保険料は控除され、健康保険証を病院で使用した記憶があるので、厚生年金保険に未加入の記録となっているのは不可解である。」と供述しているものの、これらを確認できる関連資料等は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間中の昭和45年3月ごろに健康保険証を使ったとするD県内の病院について特定することはできず、帰郷して通院したとするE病院（F市）も現存しないことから、申立人の健康保険証の使用状況について確認することができない。

以上のことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで  
平成 5 年 4 月 1 日に A 社に入社後、9 年 1 月まで縫製工として継続して勤務した。

しかし、国（厚生労働省）の記録によると、平成 8 年 1 月 31 日に A 社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 2 月 1 日に B 社で再度取得しており、申立期間が未加入となっている。

申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に A 社に勤務したことは、同僚の供述により認められる。

しかし、A 社は平成 8 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業登記により、同日に解散していることが確認できる上、これは申立人の資格喪失日と一致しているほか、雇用保険の加入記録によると、申立人は 8 年 1 月 30 日に A 社を離職し、同年 2 月 1 日に B 社に就職しており、厚生年金保険の記録と一致している。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に、平成 8 年 1 月 31 日に A 社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 2 月 1 日に B 社で取得した者は 10 人確認できるところ、申立人と同じ縫製工であった同僚 5 人は、いずれも「申立人や自分の厚生年金保険被保険者資格が平成 8 年 1 月 31 日に喪失している理由は分からない。」と回答するのみで、当時の厚生年金保険料の控除に関する具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人から提出された B 社の労働者名簿によると、申立人を含む 14 人が平成 8 年 2 月 1 日に入社しているが、オンライン記録によると、

このうち国民年金第3号被保険者等を除く12人はいずれも入社日にB社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、A社は平成8年1月31日に解散し、B社も17年6月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、当時の両事業所の代表取締役、役員等はいずれも所在不明のため、申立人のA社における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月から 38 年 12 月まで

昭和 37 年 8 月から 38 年 12 月まで、新聞販売業の A 社 (B 市) に新聞販売 (配達) 員として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。

A 社には昭和 34 年 12 月から 36 年 9 月までの期間にも勤務し、この期間については加入記録があるので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚が申立期間当時、A 社 (現在は、C 社) で厚生年金保険被保険者となっていることが確認できることから、申立人が申立期間に A 社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」(以下「資格取得届」という。)によると、申立期間において申立人の記録は確認できない。

また、この資格取得届には「調査員調査済」のゴム印とともに、昭和 38 年 9 月 25 日付けの受付印が押されていることから、38 年 9 月ごろ、D 社会保険事務所 (当時) が A 社に対して従業員の社会保険の加入状況を調査したことがうかがえ、事実、被保険者 15 人が 38 年 9 月 27 日付けでそれぞれの資格取得日までさかのぼって資格を取得していることが確認できる上、同事務所も「昭和 38 年 9 月ごろ、賃金台帳、源泉徴収簿、出勤簿を確認調査した結果、厚生年金保険の加入対象者であるすべての従業員について、同年 9 月 27 日付けで資格取得日を遡<sup>そきゆう</sup>及訂正したものと考えられる。」と回答していることから、当時、A 社において厚生年金保険の加入要件を満たしていた従業員はすべて被保険者資格を取得したものの、申立

人は加入要件を満たしていなかったため資格を取得しなかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、申立人が、身分や勤務形態が同じであったとして名前を挙げた同僚5人のうち、4人はA社における厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、ほか1人は確認できない上、これら5人はいずれも所在不明のため供述を得ることができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において健康保険の整理番号に欠番も無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

なお、申立人は給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。